

令和8年度 守口市任期付職員（弁護士）採用試験要項

令和8年5月
守口市総務部人事課

1 職種、採用予定人数、受験資格（国籍は問いません）

職種	試験区分	勤務形態 (※1)	採用予定人数	任期	受験資格
					資格要件
弁護士 (一般任期付)	A	常勤 (週38時間45分)	3名程度	採用日から3年間	ア. 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている人で、任用後も弁護士登録を行う人 イ. 弁護士としての実務経験が令和8年3月31日時点で通算して3年以上ある人
弁護士 (任期付短時間勤務)	B	短時間 (週31時間)			
	C	短時間 (週23時間15分)			

※1：詳細は、「7 勤務形態」を参照してください。併願も可能です。併願される場合は、申込書に第1希望、第2希望を記入してください。

(注) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

<地方公務員法第16条に定める項目>

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

<弁護士法第7条>

- 弁護士の欠格事由に該当する人

2 業務内容

- ・各所属からの日常的な法律相談への対応（児童・高齢者虐待対応、不正請求に係る返還請求、行政不服審査請求等に係る対応 [弁明書の作成・添削]、契約事務）
- ・行政対象暴力や不当要求行為への対応
- ・法務・コンプライアンスに関する業務
- ・職員への研修業務
- ・その他弁護士の専門性を発揮できる行政事務全般

3 試験方法、試験日及び会場

試験方法	個別面接試験
日時	随時実施 (申込者と協議の上、日程を決定します。申込みから概ね2週間程度で面接を実施します。)
会場	守口市役所（守口市京阪本通2-5-5）

4 結果発表

受験後、概ね1～2週間程度で、可否にかかわらず本人宛に通知します。

不合格となった場合は、あなたの得点、合格者の最低点及び受験者の平均点を記載して送付します。

なお、試験に合格した場合は、成績は開示しません。

5 採用

合格した人で採用に同意した人は、令和8年8月1日以降の採用を予定しています。

なお、合格発表後、弁護士資格を喪失した場合及び弁護士名簿から登録を抹消された場合は、合格を取り消します。

また、最終合格発表時において、採用候補者名簿に補欠登録をする場合がありますが、補欠登録を受けた人は合格者に欠員が生じた場合に限り繰り上げ採用の対象となります。

6 任用期間

<各試験区分>

採用日から3年間

※業務の都合、勤務実績等により、採用日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て延長する場合があります。

7 勤務形態

試験区分	勤務形態	週の勤務日数	週の勤務時間
A	常勤	5日（月曜日～金曜日）	38時間45分
B	短時間	4日（相談の上、所定労働日を定めます。）	31時間
C	短時間	3日（相談の上、所定労働日を定めます。）	23時間15分

8 待遇

(1) 給与

試験区分		A	B	C
役 職		参事級	主事級（役職なし）	主事級（役職なし）
給 与 月 額		約55万円 （6級73号給）	約28万円 （2級125号給）	約21万円 （2級125号給）
年 収		約929万円	約481万円	約370万円
諸手当	扶養手当	有	無	無
	住居手当	有	無	無
	通勤手当	有	有	有
	退職手当	有	有	無

※1 期末・勤勉手当については在職期間で支給率が変動しますので、初年度は上記の年収より減額となります。

※2 年収に諸手当は含みません。

（注）これらの給与は、社会情勢等により金額などを変更することがあります。

(2) 勤務条件

勤 務 時 間：午前9時00分～午後5時30分（うち休憩45分間）

休 日：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

年次有給休暇：1年度につき最大20日付与（週4日勤務：最大20日付与、週3日勤務：最大12日付与）

特 別 休 暇：本市の規定に基づき付与

(3) 福利厚生

試験区分	A	B・C
健康保険	大阪府市町村共済組合に加入	全国健康保険協会大阪支部に加入 (※)
厚生年金		
雇用保険	無	有 (※)

※市が従たる賃金を受ける事業所の場合は加入しません。

健康診断：定期健診（年1回）又は人間ドック受診の助成があります。

(4) その他

弁護士会の会費等は、自己負担になります。

地方公務員法の規定に基づき、営利企業等の従事制限が適用されますが、市での勤務に支障のない範囲であれば、弁護士業務は制限されません。（採用後、届出が必要になります。）

9 受験手続

受付期間	令和8年5月7日から随時受付 (採用者が決まり次第、受付を終了します。その際は守口市HPでお知らせします。)
申込方法	提出書類を郵送（簡易書留郵便）にて提出してください。
提出書類	ア 守口市任期付職員採用試験受験申込書（1）、（2）、（3） （6か月以内に撮影した縦4.0cm×横3.0cmの上半身・脱帽・正面向きで裏面に氏名を記入した写真2枚を貼付のこと。） 守口市HPからダウンロードしてください。 イ 弁護士登録証明書の写し ウ 460円分の切手を貼った封筒 1通（長形3号封筒〔23.5cm×12.0cm程度〕にあなたの郵便番号、住所、氏名を明記したもの。なお、氏名には必ず「様」を付してください。） ※合否通知の送付に使用します。
申込先	〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市総務部人事課

- (1) 提出書類を印刷する場合は、A4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。記入する場合は、黒のボールペン等を用いて楷書で正確に記入してください。（※欄は記入しないでください。）事実と反する事項があれば、合格（採用）を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類は、一切返却しません。
- (3) 受験申込書に記載された情報は、守口市任期付職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護関連法規に基づき適正に管理します。

10 注意事項

(1) 受験上の注意

- ① 試験会場内には、受験者以外は入場できません。
- ② 自動車での来場は禁止します。
- ③ 試験会場内の物品等には、触れないでください。
- ④ 試験会場内は、禁煙です。
- ⑤ 試験会場では、試験係員の指示に従ってください。その指示に従わない人又は不正行為のあった人は退場させることがあります。

(2) 問い合わせ等

- ① 自然災害等により試験の実施が危惧される場合は、市ホームページで案内します。
- ② この要項に関することは守口市総務部人事課までお問い合わせください。
市役所（代表）TEL 06-6992-1221／人事課（直通）TEL 06-6992-1408

